

熱の利用の促進に関する法律案（法案作成講座第10期・2014年11月）

（目的）

第一条 この法律は、太陽熱、地熱又はバイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーによる熱及び発電する際に発生する熱が有効に利用されていないことにかんがみ、熱の利用の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による熱利用促進計画の作成及びこれに基づく特別の措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）その他の関係法律と相まって、熱の利用の促進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「熱の利用の促進」とは、太陽熱、地熱若しくはバイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーによる熱又は発電する際に発生する熱の利用を促進することをいう。

（基本方針）

第三条 主務大臣は、熱の利用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 熱の利用の促進の意義及び目標に関する事項
- 二 熱の利用の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 熱の利用の促進に関する計画の作成に関する基本的な事項
- 四 熱の利用の促進のための社会資本の整備に関する基本的な事項
- 五 熱の利用の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、熱の利用の促進に関する重要事項

3 基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（熱の利用の促進に関する計画）

第四条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域であって熱の利用の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、当該区域における熱の利用の促進に関する計画（以下「熱利用促進計画」という。）を作成することができる。

2 熱の利用の促進に関する計画には、その区域を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 熱の利用の促進に関する計画の区域
- 二 熱の利用の促進に関する計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項
  - イ 熱の利用の促進を図るための拠点となる地域の整備に関する事項
  - ロ 熱の利用の実態の把握及び情報提供に関する事項
  - ハ 熱の利用の促進に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項
  - ニ その他熱の利用の促進のために講ずべき措置として主務省令で定めるものに関する事項
- 四 熱の利用の促進に関する計画の達成状況の評価に関する事項
- 五 計画期間
- 六 その他主務省令で定める事項

3 熱の利用の促進に関する計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合するとともに、都市計画法第六条の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 熱の利用の促進に関する計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年九月五日法律第八十四号）第七条第一項に定める低炭素まちづくり計画が定められている場合にあつては、当該計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、熱の利用の促進に関する計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、熱の利用の促進に関する計画の変更について準用する。

（土地所有者等による提案）

第五条 熱の利用の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、当該区域を管轄する市町村長に対し、熱利用促進計画の策定又は変更を提案することができる。

2 市町村長は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて熱利用促進計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該熱利用促進計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて熱利用促進計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

（住宅市街地を開発する計画が存在する市町村長の義務）

第六条 熱の利用の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、住宅市街地を開発する計画が存在する場合にあつては、当該土地の区域を管轄する市町村長は、熱利用促進計画を策定するよう努めなければならない。

（熱利用促進事業計画の認定）

第七条 熱利用促進計画に係る計画区域内において、熱を発生させる事業及び当該熱を供給する事業並びにこれに附帯する事業であつて、熱の利用の促進に資するもの（以下「熱利用促進事業」という。）を施行しようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該熱利用促進計画に即して熱利用促進事業に関する計画（以下「熱利用促進事業計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 熱利用促進事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 熱利用促進事業における熱供給施設の内容

二 熱利用促進事業における熱供給の方法

三 熱利用促進事業において加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を供給する導管（以下「熱導管」という。）を敷設する場合には、その敷設計画

四 熱利用促進事業による熱導管が接続された土地（以下「熱導管接続土地」という。）

五 熱利用促進事業の施行予定期間

六 熱利用促進事業の資金計画

七 その他主務省令で定める事項

（熱利用促進事業計画の認定基準等）

第八条 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る熱利用促進事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 その熱利用促進事業の熱供給施設の能力が当該熱利用促進事業を実行することができるものであること。
- 二 その熱利用促進事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 熱導管接続土地において熱供給を受ける者（以下「熱導管接続対象者」という。）の同意が得られていること。
- 四 その熱利用促進事業の開始が熱導管接続対象者の利便の増進のため必要であり、かつ、適切であること。
- 五 その熱利用促進事業の開始が環境への負荷の低減に資するものであること。

（熱利用促進事業計画の変更）

第九条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定熱利用促進事業者」という。）は、当該認定を受けた熱利用促進事業計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

（報告の徴収）

第十条 市町村長は、認定熱利用促進事業者に対し、第八条第一項の認定を受けた熱利用促進事業計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定熱利用促進事業計画」という。）に係る熱利用促進事業（以下「認定熱利用促進事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第十一条 認定熱利用促進事業者の一般承継人又は認定熱利用促進事業者から認定熱利用促進事業計画に係る第七条第二項第一号の熱供給施設の所有権その他当該認定熱利用促進事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定熱利用促進事業者が有していた第八条第一項の認定に基づく地位を承継することができる。

（認定熱利用促進事業者に対する改善命令）

第十二条 市町村長は、認定熱利用促進事業者が認定熱利用促進事業計画に従って認定熱利用促進事業を施行していないと認めるときは、当該認定熱利用促進事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（熱利用促進事業計画の認定の取消し）

第十三条 市町村長は、認定熱利用促進事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第八条第一項の認定を取り消すことができる。

（熱導管接続土地において熱を利用する者の義務）

第十四条 認定熱利用促進事業計画に記載された熱導管接続土地において熱を利用する者は、認定熱利用促進事業が供給する熱を使用しなければならない。ただし、認定熱利用促進事業が供給する熱を使用する価格が、当該認定熱利用促進事業以外の手段による熱を使用する価格に比し著しく高いものであることが明らかである場合その他の特別の事情がある場合には、この限りでない。

（熱導管接続土地において熱を利用する者への改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、認定熱利用促進事業計画に記載された熱導管接続土地において熱を利用する者が、認定熱利用促進事業が供給する熱を使用していない場合において、前条ただし書きの特別の事情があると認められないときは、当該者に対し、相当の期限を定めて、認定熱利用促進事業が供給する熱を使用するための措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(道路の占用の特例)

第十六条 熱利用促進計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、認定熱利用促進事業計画に記載された熱導管等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 道路管理者が指定した道路の区域内に設けられる熱導管等のためのものであること。
  - 二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。この場合において、当該政令の適用については、認定熱利用促進事業計画に記載された熱導管は、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する水管とみなす。
  - 三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路占用区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。
- 4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第十七条 認定熱利用促進事業者は、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年四月一日法律第八十一号）の適用については、同法第二条第三項の公益事業者とみなす。

(認定熱利用促進事業計画に記載された熱導管の敷設工事に係る資金の貸付け)

第十八条 国は、都道府県又は市町村が認定熱利用促進事業を実施する者に対し認定熱利用促進事業計画に記載された熱導管の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

(認定熱利用促進事業者への交付金)

第十九条 都道府県又は市町村は、毎年度、認定熱利用促進事業から供給される熱の量に応じて、認定熱利用促進事業者に交付金を交付するよう努めるものとする。

2 前項の交付金の金額は、熱量当たりの単価（以下「熱量単価」という。）に、その事業者の当該認定熱利用促進事業から供給される熱の量を乗じて得た金額とする。

3 熱量単価は、主務大臣が、熱の利用に伴う二酸化炭素の削減量及び標準的な二酸化炭素の排出権の国際取引価格を考慮して定めるものとする。

4 主務大臣は、熱量単価を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 国は、第一項の都道府県又は市町村に対し、同項の規定により交付される交付金に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金の交付を行うことができる。

3 前項の規定による国が行う交付金は、エネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うものとする。

(都市計画における配慮)

第二十条 都市計画決定権者（都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指

定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は市町村をいう。）は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、熱利用促進計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

（熱証書の交付のための措置）

第二十一条 政府は、熱の利用の促進に関する事業に係る二酸化炭素放出抑制効果を確認し、その効果を証する書類を交付することを通じて、熱の利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

（主務大臣等）

第二十二条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

（罰則）

第二十三条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。